

役員退職慰労金給付規程

SAMPLE

平成 年 月 日 制定

役員退職慰労金・弔慰金規程

(総則)

第1条 当社の取締役または監査役（以下役員という）が退職したとき、または役掌が大きく変更したときは、株主総会の決議を経て退職慰労金を支給することができる。

(目的)

第2条 この規程は、役員が退職または法人税法上基本通達による分掌変更等の場合に、一時金および分割払いによる支給を行い、もって役員在任期間中の功労に報い、退職後における役員または遺族の生活の安定に寄与するを目的とする。

(適用の範囲)

第3条 この規程は、全役員に適用する。ただし、次の各項のいずれかに該当する場合は、役員退職慰労金を減額または支給しないことがある。

1. 当社業務の進捗を妨げるおそれがある場合
2. 当社業務の秘密を漏洩したとき
3. 当社業務の遂行に支障を及ぼすおそれがある場合
4. その他取締役会で減額または不支給を適当と認めたとき

SAMPLE

(算定基準)

第4条 退職慰労金の算定は、次の各項目をそれぞれ乗じた額とする。

1. 退任時最終報酬月額
2. 役員在任年数
3. 退任時役位別倍率

ただし、算定額に万円未満の端数がある場合は万円単位に切り上げる。

(退任時役位別倍率)

退任時役位	倍率	退任時役位	倍率
取締役会長		常務取締役	
取締役社長		常勤取締役	
取締役副社長		使用人兼務取締役	
専務取締役		監査役	

(在任期間)

第5条 役員在任年数は1ヵ年を単位とし、端数は月割とする。ただし、1ヵ月未満は1ヵ月に切り上げる。

(功績加算)

第6条 在任中に特に功績顕著と認められる役員に対しては、第4条により算定される退職慰労金額にその30%を超えない額を限度として、加算することがある。

(弔慰金)

第7条 任期中に死亡したときは、次の金額を死亡退職金とは別に弔慰金として支給する。

- ・ 業務上の死亡の場合 円
- ・ 業務外の死亡の場合 円

(支給時期)



(生命保険契約の締結)

- 第10条
1. 会社は退職慰労金・弔慰金の支払いに際し、一時的な資金負担を軽減するため、保険会社との間で、役員を被保険者とする生命保険契約を締結する。
 2. 役員が退職したときは退職慰労金・弔慰金の全部または一部として、この保険契約上の名義を退職役員に変更の上、保険証券を交付することがある。この場合、保険契約の評価額は解約返戻金相当額とする。
 3. 新任の役員については、就任後速やかに加入手続きをとるものとする。

(使用人兼務役員の取扱い)

第11条 この規程により支給する退職慰労金のなかには、使用人兼務役員に対し使用人として支給すべき退職給与を含まない。

(規程の改正)

第12条 この規程は、改定権を有する取締役会の決議をもって随時改正することができる。

(その他)

第13条 本規程に定めなき事項については、取締役会で協議決定する。

(施行日)

第14条 この規程は、 年 月 日より施行し、施行後に退職する役員に対して適用する。

SAMPLE

役員退職慰労金・弔慰金に関する取締役会議事録

取締役会議事録

平成 年 月 日 午 時 分より、当社において、取締役会を開催した。

出席取締役 名（全取締役 名）

代表取締役 は、選ばれて議長となり、下記の議案につき可決確定の上、
午 時 分散会した。

[議 案]

役員退職慰労金・弔慰金規程制定の件

SAMPLE

平成 年 月 日

議長 代表取締役 代表印

出席取締役 印

同 印

同 印

同 印

役員退職慰労金（生存退職金）支給に関する株主総会議事録

第 回（定・臨）時株主総会議事録

平成 年 月 日 午 時 分より、当会社において、第 回 時株主総会を開催した。

当会社株主総数	名
発行済株式総数	株
出席株主数（委任状による者を含む）	名
この持株総数	株

以上の通り株主の出席があったので、定款の規定により代表取締役 は議長席につき、 時株主総会は適法に成立したので、開会する旨を宣し、直ちに議事に入った。

SAMPLE

問うたところ、出席株主の有する株式数の過半数の賛成により、議長提案通り承認可決された。議長は、以上をもって本日の議事が終了した旨を述べ、午 時 分閉会した。

以上の決議を明確にするため法規に従い、この議事録を作り、議長および出席取締役全員がこれに記名捺印する。

平成 年 月 日

議長	代表取締役	代表印
	出席取締役	印
	同	印
	同	印
	同	印